

## 調査結果の公表

皆様からいただいた回答は、記入漏れがないかなどを確認します。その後、氏名や連絡先を除いた、統計に必要な情報を、国が調査・集計します。調査の結果のうち、人口・世帯数の速報結果は、平成二十八年二月頃に公表されます。その後、年齢別・産業別などの詳しい結果が順次、インターネットや報告書で公表されます。調査結果はどなたでもご利用でき、行政のみならず、教育機関や民間企業などでも広く利用されます。

## 個人情報保護されます

国勢調査では、統計法によって厳格な個人情報保護が定められています。また、国勢調査の従事者には守秘義務が課せられています。なお、先に記載のとおり、調査票に記載していた、氏名は、集計の対象ではありません。調査漏れや重複を防ぐためのものです。また、記入漏れなどの際の問合せに活用させていただきます。

## かたり調査にご注意を

国勢調査員は、顔写真付きの「国勢調査員証」を身につけています。国勢調査員をよそおった不審な訪問者や、不審な電話・電子メールなどにご注意ください。また、金銭を要求することはありません。不審に思った際には、回答しないで速やかに町かコールセンターにお知らせください。

## 国勢調査Q&A

**Q** 住民基本台帳があるのに、なぜ国勢調査が必要なのですか。

**A** 住民登録を残したまま一人住まいで大学に通っている方や、単身赴任をしている方などがいらつしやるので、住民基本台帳だけでは、地域に住んでいる正確な数は分かりません。また、職業別の就業者数や昼間と夜間の人口の違いなど、きめ細かい情報を得るためには、住民基本台帳だけでは不十分です。

**Q** 世帯主が三か月以上の単身赴任などの理由で不在の場合、誰を世帯主にすればよいですか。

**A** 世帯の別の方を代表者(便宜上の世帯主)として回答してください。

**Q** 九月上旬からしばらく家を留守にする場合はどうすればよいですか。

**A** 町の国勢調査担当までご相談ください。

**Q** 調査員はどのような人ですか。

**A** 町長の推薦に基づいて、総務大臣が任命する非常勤の国家公務員です。世帯を訪問して調査関係書類を配布、回収する業務を行います。全国で約七十万人、豊山町では約八十人が従事します。調査員は世帯の方々が調査員であることを確認できるように、「国勢調査員証」を見えるように身につけて活動します。

**Q** 調査結果はどのようなことに使われるのですか。

**A** 選挙の区割りや地方交付税を決める基準としたり、都市計画、社会福祉、雇用政策、防災対策の行政資料として利用されます。ほかにも、民間企業や学術研究の分野などで幅広く利用されます。

**Q** どうしても回答しないといけないのですか。

**A** 皆様から正確な回答をいただけなかった場合、作成する統計結果が正確なものになってしまい、有効な行政施策を立案・実施できなくなってしまう。そうしたことを防ぐため、

漏れなく正確に回答することが「統計法」で義務付けられています。

**Q** 国勢調査の結果は、どこで利用することができますか。

**A** 国勢調査の結果は、集計が完了次第、政府のホームページ「e-Stat」などで順次公表することとしています。また、インターネット等による公表後、報告書などの印刷物も刊行します。報告書は、各都道府県立図書館などでご利用いただけます。

## 問合せ窓口

○ 調査の趣旨、内容、記入方法に関すること

国勢調査コールセンター

☎ 0570・07・2015 (IP電

話からの場合 ☎ 03・4330・2015)

▼設置期間 十月三十一日(土)まで(土日祝休日も利用可能)▼受付時間 午前八時〜午後九時

○ その他、調査全般に関すること

総務課企画財政・情報係 ☎ 28・0913